

過払い金回収手順

(対; サラ金・消費者金融)

1. 金利に関して

出資法・・・年29.2%を越える金利を取ると刑罰が科される。

利息制限法・・・年15%～20%を制限金利と定めている。

- ・ 元本10万円未満の場合・・・通常利息 年20%
- ・ 元本100万円未満の場合・・・通常利息 年18%
- ・ 元本100万円以上の場合・・・通常利息 年15%

しかしながら、利息制限法には罰則がないため、大半の業者は利息制限法の金利を超えるが出資法の上限金利以下のいわゆる「グレーゾーン」で営業しています。

貸金業規制法には、一定の要件を満たすことを条件に利息制限法超過部分の支払を有効とみなす「みなし弁済規定」が置かれています。この規定の解釈について長期間裁判上争われてきましたが、最高裁は立て続けにこの規定の適用を否定する判決を出しており、グレーゾーン金利を否定する司法の流れが定着しています。ところが最高裁判決が出された後も、クレジット・サラ金業者の多くは利息制限法を全く遵守せず、グレーゾーン金利での営業が実情です。

2. 引直計算をする

引直計算とは、借りたり返したりした取引の履歴に対して、利息制限法の法定金利を適用してやり直す計算のことです。

消費者金融の平均的な利用者であれば、4年で借金は半額に...7年位で借金はゼロに...それ以降だとお金が戻ってきます。

3. 業者から「過払い金」を取り戻す手順

第1段階 消費者金融業者から取引経過を入手しましょう

まず、契約書やATM明細書を探します

業者から取引経過の開示を求めます

- ・ 開示請求書の書式は行政書士富澤法務事務所にて用意いたします。
- ・ 必要事項を記入し、印鑑を押して、印鑑証明・免許証・健康保険証のコピーなど本人確認に必要な書類を同封して金融業者に郵送します。
- ・ 業者によってはホームページに独自の開示請求書を掲載しているところもあります。
- ・ 取引経過の開示は、最高裁も認めている利用者の権利です。
取引経過は3週間以内に送られてきます

第2段階 取引経過から引直計算をしましょう

- ・ 取引経過を入手したら、それが正しいかどうかを自分の記憶と ATM 明細書や預金通帳などの手持ち資料で確認します。
- ・ 利息計算は行政書士富澤法務事務所にて、詳細を確認後に引直計算を致します。
- ・ 業者が、取引経過をまったく送ってこない場合や、取引経過の一部しか送ってこない場合は、推定計算したり、取引経過の一番最初の残高をゼロにして引直計算したりする方法（残高ゼロスタート計算）で再計算することになります。

第3段階 過払い金を請求しましょう

- ・ 金融業者の担当部署宛に請求書を送ります。
- ・ 請求書の書式は富澤法務事務所にて用意いたします。
- ・ 請求書発送後に本人による返還金交渉となります。
- ・ 業者がこの請求に応じて素直に支払ってくれるかは、業者の方針によってまちまちですが、しっかり取り戻しましょう。

第4段階 訴訟提起をしましょう。

- ・ 過払い金を払ってこない場合は、過払い金返還請求訴訟の提起、つまり裁判を起こすことになります。
- ・ 訴訟に関しては本人訴訟となります。
- ・ 過払い金の支払いは業者の義務です。裁判になれば負けることを知っているので訴訟の提起の時点で返還の和解となるはずですが。

4 . サラ金・消費者金融業者との折衝のポイント

100%、借り手側が有利。消費者金融側の立場は不利

- ・ 法律上も裁判上も、借り手である利用者のほうが圧倒的に立場は有利であると心得ておいて下さい。

業者に対して過払い金の交渉をする場合の心構え

- ・ 過払い金の請求書を事前に送っておく
- ・ 反論はしない。論争はしない。
- ・ 交渉のポイントは「業者に過払い金の支払いに応じる気があるのか」「支払う気があるのであれば、いつまでに支払うのか」「どれだけ減額したら即時に支払ってくれるのか」などについて、はっきりと回答を求める口調で、支払いの条件の整理をすることを中心にして話をすすめることです。

言いくるめられない。意味不明の合意はしない

- ・ 業者の主張に惑わされ、業者の提案した金額で合意してしまったり、合意した旨の文書を作らない事。（その内容を覆すことが困難になる）
- ・ 業者も過払い金の返還を拒むことに必死なのです。

らちが明かなければ・・・訴訟提起する！！